

事務連絡

平成30年7月9日

公益社団法人日本介護福祉士会 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

平成30年台風第7号及び前線等による豪雨により被災した要援護者への対応及び被災地の社会福祉施設への支援について

平素より介護福祉の増進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般の、平成30年台風第7号及び前線等による豪雨により甚大な被害を受けた被災地の社会福祉施設においては、職員の確保や物資の調達がままならない中、地域の要援護者の受入れなどの対応が続けられております。

このような厳しい状況を踏まえ、平成30年7月7日付け事務連絡(別添参照)において、自治体に対し、災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について依頼をしておりますので、貴団体におかれましても会員団体へ周知頂くとともに、ご協力のほどよろしくお願い致します。

(別 添)

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 7 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局 御中

中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について

1. 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者については、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
2. 被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。

厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。